

総務委員会資料

令和2年第1回定例会提出予定議案の説明

議案第2号

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料 新旧対照表

令和2年2月13日
総務企画局

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後			改正前		
○川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 平成27年10月15日条例第67号			○川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 平成27年10月15日条例第67号		
別表第1（第3条関係）			別表第1（第3条関係）		
執行機関	事務		執行機関	事務	
1 市長	川崎市営住宅条例（昭和37年川崎市条例第32号）による市営準公営住宅及び市営従前居住者用住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの		1 市長	川崎市営住宅条例（昭和37年川崎市条例第32号）による市営従前居住者用住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	
(以下略)			(以下略)		
別表第2（第3条関係）			別表第2（第3条関係）		
執行機関	事務	特定個人情報	執行機関	事務	特定個人情報
1～6（略）			1～6（略）		
7 市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）、公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅（同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。）の管理に関する情報、国民年金法（昭和34年法律第141	7 市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）、公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅（同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。）の管理に関する情報、国民年金法（昭和34年法律第141

改正後			改正前				
		号)による年金の被保険者の資格に関する情報、介護保険給付等関係情報、川崎市営住宅条例による市営準公営住宅及び市営従前居住者用住宅の管理に関する情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの			号)による年金の被保険者の資格に関する情報、介護保険給付等関係情報、川崎市営住宅条例による市営従前居住者用住宅の管理に関する情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの		
8～9 (略)			8～9 (略)				
10	市長	国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、国民年金法による年金の被保険者の資格に関する情報、介護保険給付等関係情報、川崎市重度障害者医療費助成条例による医療費の助成に関する情報、川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する情報、川崎市小児医療費助成条例による医療費の助成に関する情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	10	市長	国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、国民年金法による年金の被保険者の資格に関する情報、介護保険給付等関係情報、川崎市重度障害者医療費助成条例による医療費の助成に関する情報、川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する情報又は川崎市小児医療費助成条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
11～29 (略)			11～29 (略)				
30	市長	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉給付関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	30	市長	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉給付関係情報、医療保険の給付に関する情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
31 (略)			31 (略)				

改正後			改正前				
32	市長	川崎市営住宅条例による市営準公営住宅及び市営従前居住者用住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、児童扶養手当関係情報、児童手当関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	32	市長	川崎市営住宅条例による市営従前居住者用住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、児童扶養手当関係情報、児童手当関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
33～35 (略)				33～35 (略)			
36	市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉給付関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、公営住宅法による公営住宅の管理に関する情報、医療保険の給付に関する情報、国民年金法による年金の被保険者の資格に関する情報、児童扶養手当関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付け若しくは給付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報、障害児福祉手当等関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援	36	市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉給付関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、公営住宅法による公営住宅の管理に関する情報、医療保険の給付に関する情報、国民年金法による年金の被保険者の資格に関する情報、児童扶養手当関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付け若しくは給付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報、障害児福祉手当等関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援

改正後			改正前		
		<p>に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費若しくは中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報、介護保険給付等関係情報、障害者自立支援給付関係情報、難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報又は川崎市営住宅条例による市営準公営住宅及び市営従前居住者用住宅の管理に関する情報であって規則で定めるもの</p>			<p>に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費若しくは中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報、介護保険給付等関係情報、障害者自立支援給付関係情報、難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報又は川崎市営住宅条例による市営従前居住者用住宅の管理に関する情報であって規則で定めるもの</p>
(以下略)			(以下略)		